

募集要項等に関する質問への回答

要求水準書（処理場編）に関する質問への回答

No.	頁	章	節	項	目	項目名	質問内容	回 答
1	13	4	32条			修繕等業務要領	<p>提案価格の算定にあたり、修繕等業務費は重要な構成要素となるため、貴市における想定上限価格をご教示ください。</p> <p>上限価格が不明なままでは、10年間という長期的な契約期間においては、安全をみて保守的な修繕費を見込まざるを得ず、結果として提案価格が膨らむことが想定され、官民双方にとって望ましい価格形成が困難となる懸念がございます。</p> <p>つきましては、可能な範囲で上限価格、またはその考え方をご提示いただけますと幸いです。</p>	<p>修繕等業務に係る上限価格は設定しておりません。</p> <p>修繕等業務に係る費用については、業務委託料に含んでおり、適正な保守点検を行うとともにコスト削減を図るなかで、効率的な業務運営を推進し、処理場等の機能が正常に発揮できるよう、計画的な修繕等の実施に努めてください。</p> <p>なお、修繕等業務のうち、保全計画に基づく補修（保全工事）を実施した場合は、当該年度における予算の範囲内で業務委託料を変更することとしております。</p>
2	24	7	52条	1		保全工事を実施した場合	<p>保全計画に基づく補修を受託者が実施した場合の費用は、この契約の業務委託料とは別にお支払いいただけると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>保全工事を実施した場合は、業務委託料を変更します。</p>
3	30	9	66条	3		著しく賃金又は物価が変動した場合	<p>第 66 条第 3 項において、ユーティリティ・消耗品費の変動による価格変更は認められない旨が規定されています。しかしながら、10 年間同一価格での維持は困難であるため、長期的な契約期間においては、保守的な費用見積もりとならざるを得ず、結果として提案価格が膨らむことが懸念されます。</p> <p>つきましては労務単価や電力量料金と同様に、主要なユーティリティ・消耗品（薬品類、燃料、活性炭等）についても、一定の変動幅を超えた場合には契約変更（スライド条項の適用）の協議対象とできるよう、規定を再考いただけないでしょうか。</p>	<p>原文のとおりとします。</p>